

## 同 意 書

私は、実務修習の実施にあたり、不動産の鑑定評価に関する法律第14条の十三の「実務修習機関若しくはその職員又はこれらの者であった者は、実務修習業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。」及び「刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす」の規定に従い承諾するとともに、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会実務修習業務規程第21条及び第24条第1項の次の条件に同意いたします。

- 一 指導者等の辞任又は認定の取消しの申出をしようとするときは、遅くとも1ヶ月前までに申し出ること。
- 二 指導に当たって次に掲げる事項を守ること。
  - 1 課程ごとに、修習生本人が受講していることを確認すること。
  - 2 修習生の質問に対して適切に応答すること。
  - 3 基本演習の指導に当たっては、修習生の作成した鑑定評価報告書について不備又は不適切な内容の有無を審査し、その完成のための修正を指導すること。
  - 4 実地演習の指導に当たっては、修習生に対して、その提出する鑑定評価報告書が、類型ごとに本会が定める実地演習実施要領において決められた水準を確保するよう指導すること。
  - 5 その他実務修習の実施に当たって指導者等が留意すべき事項として細則で定められた事項を守ること。

平成 年 月 日

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会 御中

氏 名

印